

平成 17 年度 第 3 回 規制改革・民間開放推進会議
会議終了後記者会見録

日時：平成 17 年 6 月 13 日（月）17:10 ～ 17:36

場所：永田町合同庁舎第 4 会議室

司会 それでは、大変お待たせいたしました。第 3 回「規制改革・民間開放推進会議」の記者会見を始めさせていただきます。

まず、宮内議長、お願いいたします。

宮内議長 宮内でございます。大変お待たせしました。

ただいま第 3 回目の「規制改革・民間開放推進会議」が終了いたしました。

本日は、引き続き中間とりまとめに向かいます、私どもの会議といたしまして、どのような項目を重点検討課題として考えるかということで、ここ 2 か月ほど議論をしながら各ワーキンググループで話し合いを進めてまいりましたが、その内容につきまして、本日、お手元の資料のように決定させていただきました。その議論が大部分でございます。

その前に、私から今月 7 日に「経済財政諮問会議」に規制改革のご報告として村上大臣とともに出席させていただきましたので、そこでの私のプレゼンテーション、それから民間議員からの御提言、それからその後の議論の内容等につきまして披露をさせていただきました。

その後、ただいま申し上げましたように、中間とりまとめに向かいます、重点検討項目の議論をいたしました。

お手元に資料をお渡ししていると思いますが、最終的にこのとおり項目、それから私どもがどういう問題意識でこの検討項目を取り出したか。そして、私どもの考える方向性、具体的施策というものにつきまして、決定をさせていただきました。この決定に基づきまして、これから関係省庁との間で、個別具体的な詰めに入るということでございます。

内容につきましては、まず、横断的な制度整備という点に関しましては、かねて申し上げておりますように、本年度は「市場化テスト」の推進ということが一番大きなテーマとしてあろうかと思っております。

それとともに、2 つ目といたしましては、昨年から続けてまいりました官業の民間開放の推進ということでございます。

あとは規制の見直し基準の策定、それから少子化、生活ビジネスインフラの競

争促進、外国人労働。分野別では医療、教育、農業・土地・住宅分野というふうにお手元の資料のとおり各ワーキンググループの主査から御報告がございまして、いろいろな議論がここでされた後、お手元の資料の形で決めたということでございます。

その他の報告事項といたしましては、八代委員から構造改革特区に関する有識者会議で決定いたしました重点検討項目につきまして御披露があったということでございます。

大枠は以上のようなことございまして、あと御質問に応じる形で議論の内容等を御披露させていただければと思います。

司会 それでは、御質問のある方は、御自身の所属に続けて御質問をお願いいたします。

質問ございませんでしょうか。

記者 NHKの松本といたします。基本的な確認なのですけれども、項目というのは、白マルの数を数えればよろしいのでしょうか。白マルを数えれば29に。

鈴木議長代理 これはテーマだから、したがってその中から提言がどれだけ出てくるのかというのは提言内容にもよるから、テーマとしてはこういう数ですけれども、しかし提言がどういう数で出てくるかというのは、この中に幾つかのものが入ってくるから、最終的な仕上がりというのは、この白マルの数だけではないということになるのではないのでしょうか。

記者 そうしますと、重点検討事項という項目の数でいきますと、この白マルを数えればいいということよろしいでしょうか。

鈴木議長代理 だからテーマですね。こういう問題を取り上げますよというテーマであって、こういう項目の中でこういう提言の方向というのか、枠組みの中でどういう具体的なことを提言するのかというのは、それは幾つかに枝分かれしていくと、そういう理解をしていただいた方がいいのではないのでしょうか。

記者 朝日新聞のエンマと申しますが、通信と放送の融合の部分なのですけれども、これは前回も明確な、かちつとした方向性が見えていないような話だったと思うのですが、ちょっと読んでも抽象的なのですが、もう少しわかりやすくどういうイメージで規制緩和をしようとしているのかというのを御説明いただければと思うのですが。

鈴木議長代理 それについては、現在、鋭意勉強している最中だというのが正直なところでありまして、確かに放送と通信とは10年ほど前とは様変わりにな

りましたね。したがって、私も以前に放送と通信の融合という問題をやったことがありますけれども、融合と云って何を融合させるのかと思った時期もありましたが、現在では、ブロードバンドの発達によって光ファイバーあるいはADSLというもののうちCATVも走れば、インターネットも走れば、IP電話も走れば、更に携帯も走るといった具合に、トリプルプレーヤーというのですか、あるいはクワトルプレーヤーというのですか、そういう時代になっております。

そうすると、そういう時代に即応した通信と放送の在り方はどうあるべきかという問題は、言葉自体は10年前からある話ですから、現在に即応したものを考えていくということで、具体的に何を言うのかと云ったら、勉強中と言うしかないというのが現状です。

記者 7月の中間答申までにはある程度の形になってくるものなのでしょうか。

鈴木議長代理 それも、勉強の進み具合によって、とお答えさせていただきたいと思います。

記者 朝日新聞の平野と云いますが、話は変わるのですけれども、前は電力・ガスの自由化とか、自動車の車検の話とか、もしかしたら取り上げるかもしれないよというのが項目に残っていたと思うのですけれども、それが今回はちょっと見落としているのかもしれないのですけれども、ないようなのですけれども、これは、とりあえず置いておいてということなのでしょうか。

鈴木議長代理 とりあえず置いておくというのが、そういうような形で扱ったものは、今回の発表に当たっては、いわゆる確定的という問題ではないという意味合いから載せなかったということにして、ではやらないのかということになったら、それは前回御説明したように、状況による、と御理解いただきたいと思います。捨てるわけではありません。しかし、確定的にという現段階のところでは載せていいないということです。

記者 医療タイムズの小林と申しますけれども、資料1の最終ページに規制改革の一覧が載っている中で、医療分野で「レセプトオンライン請求・カルテ電子化の促進」という項目があるのですが、こちらの資料2の個別分野の中で、電子レセプトの推進という言葉はあるのですが、電子カルテという言葉は特に使われていないと思うのですけれども、この辺はカルテも入るといふ御認識でよろしいのでしょうか。

鈴木議長代理 レセプトがスタートラインだということは、これは誰しもわか

る問題ですね。我々は、レセプトというのはカルテから下りてくるべき問題だと思っています。ところで、そのカルテ情報は、できるだけ共有して、そしてE B Mを確立していく、そういうような方向に行くべきではないかと思っています。

この視点からカルテも電子化して、共有しやすい、使いやすいと形にしていくのは当然の課題で、そういう視点で去年はレセプトと電子カルテ両方について取り扱っております。そのスタンスに変わりはありません。ところで、スタートラインはレセプトだということで、去年は平成何年までに何十%電子化をする、その場合オンラインが原則だということまで書き込んだわけですがけれども、目標だけをいつまでも唱えていてもしかたがないわけです。どうやったら平成何年までに70%~80%までに、それもオンラインを原則にするのかという具体論をやらないと、かけ声倒れに終わります。そういう意味で具体的方法論をやっていきたいと思っています。その思いはカルテについても同じですから、レセプトだけしかやらないという意味ではないということで、こちら側の方が正解であると御理解いただきたい。

記者 もう一点は、企業の関係で、保険者との直接契約の部分なのですがけれども、今回「(薬局)」という部分が入っているのですけれども。

鈴木議長代理 直接契約は、病院などの医療機関について2001年に直接契約を認めるようにということを決めました。そして、薬局との間の直接契約は、その後を決めたわけです。だから、括弧で書いたのは、医療機関の中には薬局も入っている、病院だけではないということ、念のためにはっきりさせただけです。

司会 ほかに御質問ございませんでしょうか。

どうぞ。

記者 日本テレビのサイヤマと申します。放送と通信の融合の話に戻って恐縮なのですがけれども、こちらに書いております、既存の業態や制度等にとらわれることなく規制の見直しを行うと書いてありますけれども、いわゆる対象となる産業というのは、どういったものを想定されているのでしょうか。

鈴木議長代理 これは、放送と通信ですから、放送と通信に関わり合う方は皆さん対象となるのは当然のことです。

ですから、通信は当然インターネットによるいろいろなプロバイダーなどがおりますね。それから、CATV事業もかなりの勢いで増えておりますね。携帯電話も非常に増えている。IP電話も最近増えておる。それから、地上波放送、衛星放送、こういう人たちはみな通信及び放送に関わる人ですから、当然その人た

ちすべてが対象になってくると御理解いただきたいと思います。

記者 そのような多様な業界を想定してらっしゃる議論の中で、今回出ました結論の中に「地上波放送のデジタル化の動向を踏まえつつ」とございますけれども、いわゆる規制の見直しを行う1つの基準になるのが、地上波デジタル化の普及状況とかであるということなのでしょうか。

鈴木議長代理 そこだけに焦点を絞ったというふうには、お考えにならなくても結構だと思います。地上波放送のデジタル化をしますと、相当量に周波数の空き帯ができますから、その空き帯の活用という問題も1つのポイントになってこようかという事でこれを書いたわけですので、そういう意味に御理解ください。

記者 本日の会議では、こちらに書いてある方向性というのは決まったことと。中間とりまとめを前に決まったことと方向性がこちらに書いてあるということですか。

鈴木議長代理 はい。ですから、地上波放送のデジタル化の動向等を踏まえといった方が、あるいは適切だったかもしれません。

記者 時事通信のオキシロと申します。5ページに少子化の関連で育児保険という言葉が出ておりますけれども、規制改革の文脈の中でこれまでに育児保険ということを行ったことはあるのでしょうか。初めてでしょうか。

八代総括主査 過去にも検討したことはありますが、最終的にはこの名前は使っておりません。ただ、我々はこの育児保険というのは決して単なる財政措置ではなくて、いわゆる保育所とか施設に対する委託費とか、そういう補助ではなく利用者に対する直接補助方式を取る、1つの有力な手段であると考えています。

例えば、育児保険でなくても身体障害者支援費みたいな形での、別の形態の直接補助も当然あるわけですし、あくまでも直接補助方式の一形態であるという形で、この育児保険を考えております。

そういう意味で、これは新しい表現となります。

記者 ここで言う育児保険というのは、一般の人から広く集めた保険料と税金によって運営し、利用者に給付していくという理解ですか。

八代総括主査 介護保険と基本的には同じ仕組みのようなものを考えているわけです。ちなみに、高齢者介護もそれまでは完全な措置制度で、委託費方式で行われていたものを、介護保険という直接補助方式を使うことによって、非常に介護サービス市場が発展し、利用者が自由に選択できるようになったわけです。

ですから、それと基本的には同じフレームワークのものができれば、かなりの

規制改革になるのではないかということでもあります。財政的には、中立を前提にしてということです。

司会 ほかに御質問ございませんでしょうか。

記者 共同通信の番場ですけれども、大体大まかな検討項目はわかったのですけれども、例えば、去年混合診療とか中医協とかをやったように、実際に今年度に一定の結論を出す前提で、本当に重点的に取り組む目玉のような項目というのはこの中であるのですか。と言うか、あるのでしょうかけれども、どれになるのですか。

宮内議長 目玉はみんな目玉なのですけれども。

記者 中期的なものが多いですね。

宮内議長 やはりこの規制改革ということが非常に制度的なものに取り組みはじめたと。官業と言うか、1つの制度全体を対象にしているということですから、1本の規制を取り上げて、今年中にこれはやめましょうねというふうにはいかないものが非常に多いわけです。ですから、例えば「市場化テスト」なんかは、まずモデル事業をやって、法律をつくって、それから本格導入をしていくと。本格導入していくと言っても、対象は膨大なものですから、1年で本格導入を全部するというのは不可能です。そうするとこれは非常に息の長い事業になっていきます。その一番礎みたいなことを、例えば、法律というものの制定というふうに進めていこうとしているわけです。

そういう意味では、1つ何か出てきて一丁上がりというふうにはなりにくくなっています。

記者 どうしても今年度中というのは、どれですか。

宮内議長 どうしても今年度中にやらないとおかしくなるということがあれば、どうしてもやらないといけないのでしょうかけれども、我々は各省庁にこのすべてについて我々の考え方を理解していただいて、その方向性で規制が変わっていくように頑張るわけです。けれども、これはやってみないとわかりません。できるだけやるということです。どれだけ世論の後押しがあるかということも、非常に大きな鍵になると思います。我々としては、やれるだけやるということしかありません。

草刈総括主査 去年も今の段階で、もうこれとこれとこれ、というようなことがあったわけではなくて、いろいろ議論している中でこれは今年中にどうしてもやらなければだめだということを決めたのは、恐らく宮内さんが指示されたのは、

多分8月以降だったと思うのです。だから、だんだん議論していくうちに焦点が絞られていくという局面もあるわけですから、まだそこまでこれとこれが目玉だということは、個別にはちょっと早いのかなと思います。

司会 ほかにございませんでしょうか。

記者 では、現在のところの方法論の認識なのですが、要は、この4ページ以降にある横断的重点検討分野というのが各論で、それぞれの問題に対するアプローチの仕方は、3ページまでにまとめられている横断的な制度整備が各論に方法論として使われるという認識でよろしゅうございますか。

宮内議長 それらは別のカテゴリーであって、横断的な制度整備というのは、いわゆる私どもが一番大きな問題だと思っております官製市場全体に横串を刺せるような1つの制度をつくって、重要なものからその俎上にのせていくという制度づくりなのです。

それから、横断的重点検討分野と言いますと、例えば、これはテーマとして少子化というものを社会的な問題として考えた場合、それに対応する幾つかのテーマを取り上げていくと。そういう意味では、今までは縦割りで個別事項をやっていたわけです。そういった金融だとか、運輸だとかという形でなく、社会現象としての問題を取り上げた。少子化、あるいは生活・ビジネスインフラでの競争促進と、そうするとどういう項目がそこに上がっていくか。この方がまとめやすいのではないかと。多くのものが、1つの省庁だけでは済まない問題であって、なるべく縦割にしないでテーマを取っていきこうということです。それから最後の3項目はすべての分野で個別に見た場合で、これはどうしても引き続きやらないといけない、新たにやらないといけないという項目として、医療と教育と農業・土地・住宅関連、この3つのテーマを出しました。そのなかの多くは今年初めて出た問題ではなくて、ずっと取り組んできて、何とかそれを変えていきたいと考えておるものです。ですから、3つのカテゴリーがあると考えていただければと思います。

記者 金融経済の近松と言いますが、いわゆる諮問会議では「市場化テスト」という言葉はどうかということで、役所改革という総理の話があったわけですが、今日は言葉の問題の議論はありましたか。

宮内議長 本日の議論では全く出ませんでした。ただ、いつも「市場化テスト」というのはわかりにくいなと、もっといい言葉があったらいいのにとすることは、常に思っておりまして、この間の諮問会議では議事要旨にございますように、こ

れは役所の改革というふうな言い方をすればわかりやすいというふうに総理はおっしゃったわけです。それは非常にうまい表現だと思いましたがけれども、何かいい言葉をおつくりいただければ非常にありがたいという気がします。確かに「市場化テスト」というのは、マーケットテストをそのまま訳しているわけですね。普通の人が聞いたら、まず解説が要る言葉であるということは認めざるを得ないです。

今は、法律の話をしておりますので、法律をつくる上ではやはり固い言葉を使わざるを得ないところがあるのかもしれませんが。

司会 ほかにございますでしょうか。

それでは、記者会見を終了いたします。ありがとうございました。

宮内議長 ありがとうございました。